

地 基 企 第 7 6 号
令和 7 年 8 月 1 日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金
本部企画課長
(公印省略)

平成 8 年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部改正について（通知）

標記について、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室から別添（写し）のとおり通知がありましたので、その実施に遺漏のないようお願いします。

なお、標記の改正に係る基金業務総合処理システムのマスタメンテナンスにつきましては、本部にて更新済みですので、併せてお知らせします。